

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 24 年 3 月 23 日 (金) 号外第 23 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (39) (財政課) 4
	鳥取県税条例の一部を改正する条例 (40) (税務課) 9
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (41) (人事企画課) 20

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 鳥取県森林整備担い手育成基金等の用途を拡大するため、所要の改正を行う。
- (2) 国から交付された交付金等を原資とする基金について、当該交付金等に係る事業の終了時の残額を国に返還するために必要な経費の財源に充てることを当該基金の処分事由に加える。
- (3) 介護保険法の一部が改正され、平成24年度に限り、財政安定化基金を取り崩すことができる特例が定められたことに伴い、鳥取県介護保険財政安定化基金の処分の特例を定める。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり基金の名称、設置目的及び処分事由を改める。
 - ア 鳥取県森林整備担い手育成基金の設置目的に、間伐等を推進し、森林整備の担い手の育成を図ることを加えるとともに、運用益金として積み立てられた額であって現に存するものの合計額に相当する額の範囲を超えて処分できるものとする。
 - イ 鳥取県環境学術研究基金の名称を鳥取県環境学術等研究基金に改め、その設置目的に、地域の課題に関する調査研究に対する助成等を行い、個性豊かな地域社会の形成に資することを加える。
 - ウ 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金の設置目的に、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針の作成及び当該方針に定める施策の実施に必要な費用に充てることを加える。
 - エ 鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金の設置目的に、後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てることを加える。
- (2) 国から交付された交付金等が基金の原資となっているものは、当該交付金等を国に返還するために必要な経費の財源に充てるため、当該基金を処分することができるものとする。
- (3) 鳥取県介護保険財政安定化基金については、平成24年度に限り、その一部を処分することができるものとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする(4)の一部を除き、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 次の事項を主な内容とする地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
 - ア 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長等
 - イ 過疎地域の路線の運行の用に供する一般乗合用バスの取得に係る自動車取得税の非課税の適用期限の延長
 - ウ 自動車税のグリーン化の特例の延長
- (2) 個人県民税の寄附金税額控除の適用対象に、県内に事務所又は事業所を有する認定特定非営利活動法人等に対する寄附金を追加する。
- (3) 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、平成26年度から平成35年度までに限り、個人県民税の均等割の税率を引き上げる。

2 条例の概要

- (1) 地方税法の一部改正に伴う事項
 - ア 不動産取得税の特例措置に関する事項
 - (ア) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置を3年延長する。
 - (イ) 住宅又は土地の取得に係る3パーセントの軽減税率の特例措置を3年延長する。

イ 自動車取得税の非課税に関する事項

過疎地域の路線の運行の用に供する一般乗合用バスの取得に係る非課税措置の適用期限を2年延長する。

ウ 自動車税の環境税制に関する事項

自動車税のグリーン化の特例を受ける対象を、より環境負荷の小さい自動車に重点化するとともに、特例の適用期間を2年間延長する。

(2) 県内に事務所又は事業所を置く認定特定非営利活動法人等に対する寄附金について個人県民税の寄附金税額控除の対象とする。

(3) 平成26年度から平成35年度までの間、個人県民税の均等割の税率を500円引き上げる。

(4) 鳥取県行政手続条例に規定する処分の理由の提示をこの条例による処分にも適用する。

(5) 障害者自立支援法の一部改正に伴い、自動車税の課税免除の対象を定めた規定中、引用する障害者自立支援法の法律名及び根拠条項を改める。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

(7) 施行期日等

ア 施行期日は、規則で定める日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行する。

(ア) (6)に関する事項 公布日

(イ) (2)、(3)及び(5)に関する事項 平成24年4月1日

(ウ) (4)に関する事項 平成25年1月1日

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与の改定を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下である職員（以下「行政職2級以下職員」という。）及び行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職2級以下職員に相当するものの給料月額を1.6パーセント引き下げる。

イ アに該当する職員以外の職員の給与を1.9パーセント引き上げる。

(2) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

給料表の切替えに伴う経過措置を廃止する。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。

イ (2)に伴い、平成25年3月31日までの間、給料月額がこの条例の施行の日の前日の給料を1万円を超えて下回る場合は、その額から1万円を差し引いた額を支給する。

ウ その他所要の経過措置を講じる。

条 例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第39号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）<u>第68条の3</u>の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</p> <p>5 略</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、別表第1の第5欄、別表第2の第5欄又は別表第3の第5欄に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。</p> <p><u>2 別表第1の第1欄に掲げる基金のうち、国から交付された交付金等が原資となっているものは、前項の規定にかかわらず、同表の第5欄に掲げる事由のほか、当該交付金等を国に返還するために必要な経費の財源に充てるため、これを処分することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(条例の廃止)</p> <p>2 略</p> <p>(鳥取県税条例の一部改正)</p> <p>3 略</p> <p><u>(鳥取県介護保険財政安定化基金の処分の特例)</u></p> <p><u>4 鳥取県介護保険財政安定化基金は、平成24年度に限り、介護保険法附則第10条第1項の規定に基づ</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）<u>第75条の2</u>の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</p> <p>5 略</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、別表第1の第5欄、別表第2の第5欄又は別表第3の第5欄に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(条例の廃止)</p> <p>2 略</p> <p>(鳥取県税条例の一部改正)</p> <p>3 略</p>

き、その一部を処分することができる。

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
11 鳥取県森林整備担い手育成基金	林業従事者の安全衛生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生福利制度の充実等並びに間伐等の森林整備を推進し、もって森林整備の担い手の育成を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
12 鳥取県環境学術	県内の大学及び高等専門学校における環境	一般会計歳入歳出予算に定	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上し	

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
11 鳥取県森林整備担い手育成基金	林業従事者の安全衛生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生福利制度の充実等を推進し、もって森林整備の担い手の育成を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	<u>この条例又は附則第2項の規定による廃止前の鳥取県森林整備担い手育成基金条例(平成5年鳥取県条例第5号)の規定により運用益金として積み立てられた額であって現に存するものの合計額に相当する額の範囲において、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</u>
12 鳥取県環境学術	県内の大学及び高等専門学校における環境	一般会計歳入歳出予算に定	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上し	

	<p><u>等研</u> <u>究基</u> <u>金</u></p> <p>その他の地域の課題に関する調査研究に対する助成等を行い、もって環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進並びに個性豊かな地域社会の形成に資すること。</p>	<p>める額</p>	<p>て、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当</p> <p>(2) (1) のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て</p>		<p><u>研究</u> <u>基金</u></p> <p>に関する学術研究に対する助成等を行い、もって鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成28年鳥取県条例第19号）による環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進に資すること。</p>	<p>める額</p>	<p>て、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当</p> <p>(2) (1) のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て</p>	
<p>13 鳥取県森林整備地域活動支援基金</p>	<p>森林所有者等に対し森林の施業の計画的かつ一体的な実施に不可欠な活動を確保するための支援を実施することにより、適切な森林整備を推進し、もって森林の有する多面的な機能を確保すること。</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当</p> <p>(2) (1) のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て</p>		<p>13 鳥取県森林整備地域活動支援基金</p> <p>国から交付される交付金を原資として森林所有者等に対し森林の施業の計画的かつ一体的な実施に不可欠な活動を確保するための支援を実施することにより、適切な森林整備を推進し、もって森林の有する多面的な機能を確保すること。</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当</p> <p>(2) (1) のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て</p>	<p>(1) 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</p> <p>(2) 当該基金の原資として国から交付された交付金を国に返還するために必要な経費の財源に</p>

				当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
略				

				充てるとき。
略				

別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
2 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金	国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針の作成、当該方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
3 鳥取県後期	後期高齢者医療の財	(1) 高齢者の医療	一般会計歳入	当該基金の

別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
2 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金	国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の安定に資する事業に必要な費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
3 鳥取県後期	後期高齢者医療の財	(1) 高齢者の医療	一般会計歳入	当該基金の

高齢者医療財政安定化基金	政の安定化に資する事業及び後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てること。	の確保に関する法律第116条第5項及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額 (2) 前期高齢者交付金等及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項の条例で定める割合は、1万分の9とする。	歳出予算に計上して当該基金に積立て	設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。	高齢者医療財政安定化基金	政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。	の確保に関する法律第116条第5項及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額 (2) 前期高齢者交付金等及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項の条例で定める割合は、1万分の9とする。	歳出予算に計上して当該基金に積立て	設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。
--------------	---	--	-------------------	----------------------------	--------------	--------------------------	--	-------------------	----------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第40号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(知事権限の委任)</p> <p>第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和29年鳥取県条例第27号）に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する総合事務所長（鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額又は個別帰属法人税額（<u>第20条第12号</u>に規定する個別帰属法人税額をいう。第9条において同じ。）の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項</p> <p>(3)～(15) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(課税地)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する総合事務所において賦課徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">税目</th> <th style="text-align: center;">課税地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利子等（<u>第20条第7号</u>に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税</td> <td>利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（<u>第20条第14号</u>に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するもののうち主たるものの所在地</td> </tr> <tr> <td>特定配当等（<u>第20条第8号</u>に規定する特</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	税目	課税地	略		利子等（ <u>第20条第7号</u> に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（ <u>第20条第14号</u> に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するもののうち主たるものの所在地	特定配当等（ <u>第20条第8号</u> に規定する特	略	<p>(知事権限の委任)</p> <p>第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和29年鳥取県条例第27号）に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する総合事務所長（鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額又は個別帰属法人税額（<u>第20条第9号</u>に規定する個別帰属法人税額をいう。第9条において同じ。）の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項</p> <p>(3)～(15) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(課税地)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する総合事務所において賦課徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">税目</th> <th style="text-align: center;">課税地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利子等（<u>第20条第6号</u>に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税</td> <td>利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（<u>第20条第11号</u>に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するもののうち主たるものの所在地</td> </tr> <tr> <td>特定配当等（<u>第20条第6号の2</u>に規定す</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	税目	課税地	略		利子等（ <u>第20条第6号</u> に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（ <u>第20条第11号</u> に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するもののうち主たるものの所在地	特定配当等（ <u>第20条第6号の2</u> に規定す	略
税目	課税地																
略																	
利子等（ <u>第20条第7号</u> に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（ <u>第20条第14号</u> に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するもののうち主たるものの所在地																
特定配当等（ <u>第20条第8号</u> に規定する特	略																
税目	課税地																
略																	
利子等（ <u>第20条第6号</u> に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（ <u>第20条第11号</u> に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するもののうち主たるものの所在地																
特定配当等（ <u>第20条第6号の2</u> に規定す	略																

定配当等をいう。第9条第1項の表において同じ。)に係る県民税	
特定株式等譲渡所得金額(第20条第9号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。)に係る県民税	略
略	

2 略

(鳥取県行政手続条例の適用除外)

第18条 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、鳥取県行政手続条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。

2 略

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

2 法第37条の2第1項第3号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、県内に事務所又は事業所を有する認定特定非営利活動法人等(租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する認定特定非営利活動法人等をいう。)に対する寄附金とする。

(個人の均等割の税率)

第27条 個人の均等割の税率は、1,000円とする。ただし、平成26年度から平成35年度までの各年度分については、1,500円とする。

(宅地等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第78条 宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する

る特定配当等をいう。第9条第1項の表において同じ。)に係る県民税	
特定株式等譲渡所得金額(第20条第6号の3に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。)に係る県民税	略
略	

2 略

(鳥取県行政手続条例の適用除外)

第18条 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、鳥取県行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。

2 略

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

(個人の均等割の税率)

第27条 個人の均等割の税率は、1,000円とする。

(宅地等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第78条 宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する

不動産取得税の課税標準は、前条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第10項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

4 法附則第11条第14項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第14項の施行令で定めるものであることを証明する書類を添付しなければならない。

5 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項（法附則第11条第10項又は第14項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、法附則第11条第10項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては第3項の書類を、法附則第11条第14項の規定により読み替えて適用される法第73条の

不動産取得税の課税標準は、前条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成24年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

4 法附則第11条第16項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令で定めるものであることを証明する書類を添付しなければならない。

5 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項（法附則第11条第12項又は第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては第3項の書類を、法附則第11条第16項の規定により読み替えて適用される法第73条の

14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第89条 法第73条の24第1項(法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の24第1項(法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第2項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第1項第4号に掲げる事項を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者にあつては第84条第1項の申告書に前項の書類(前条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。)を、法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前条第4項の書類(同条第3項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。)を添付しなければならない。

14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第89条 法第73条の24第1項(法附則第11条の4第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の24第1項(法附則第11条の4第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第2項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第1項第4号に掲げる事項を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者にあつては第84条第1項の申告書に前項の書類(前条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。)を、法附則第11条の4第5項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前条第4項の書類(同条第3項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。)を添付しなければならない。

第109条及び第110条 削除

(認定中小企業承継事業再生計画の認定を受けた事業者の事業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第111条 法附則第11条の4第3項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画(以下この条及び次条において「認定計画」という。)に従って行われた法附則第11条の4第3項に規定する事業の譲渡又は資産の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する

書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を認定計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積又は床面積

(3) 不動産を取得した年月日

(4) 施行令附則第9条の2第2項に規定する建設計画中の不動産（次条において「建設計画中の不動産」という。）にあつては、建設開始年月日

（認定中小企業承継事業再生計画の認定を受けた事業者の事業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等）

第112条 法附則第11条の4第4項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、認定計画に従って行われた事業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積又は床面積

(3) 不動産を取得した年月日

(4) 建設計画中の不動産にあつては、建設を開始する予定年月日

2 法附則第11条の4第4項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法附則第11条の4第4項の規定によつて徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(1) 法附則第11条の4第3項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法附則第11条の4第4項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(自動車取得税の非課税)

第134条の5の2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成26年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(用語)

第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 電気自動車 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。
- (3) 略
- (4) 電力併用自動車 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを動力源として用いるもののうち、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。
- (5) 充電機能付電力併用自動車 電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の3第3項第3号の総務省令で定めるものをいう。
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 平成22年度基準エネルギー消費効率 基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。
- (9) 平成27年度基準エネルギー消費効率 基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。
- (10) 略

(自動車取得税の非課税)

第134条の5の2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(用語)

第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 電気自動車 電気を動力源とする自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。
- (3) 略
- (4) 充電機能付電力併用自動車 法附則第12条の3第3項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車</u> <u>でその事業において専ら原材料の搬入又は成果品</u> <u>の搬出の用に供するもの</u></p> <p>ア <u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)</u> <u>第5条第13項に規定する自立訓練を行う事業</u></p> <p>イ <u>障害者自立支援法第5条第14項に規定する就</u> <u>労移行支援を行う事業</u></p> <p>ウ <u>障害者自立支援法第5条第15項に規定する就</u> <u>労継続支援を行う事業</u></p> <p>エ <u>障害者自立支援法第5条第26項に規定する地</u> <u>域活動支援センターのうち生産活動その他の活</u> <u>動の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び</u> <u>能力又は生活能力の向上を図るものを運営する</u> <u>事業</u></p> <p>(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定 非営利活動法人が所有する自動車で専らその事業 の用に供するもの(通所者又は入所者の送迎の用 に供するものに限る。)</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>障害者自立支援法第5条第8項に規定する短</u> <u>期入所に係る事業</u></p> <p>オ <u>障害者自立支援法第5条第13項に規定する自</u> <u>立訓練に係る事業</u></p> <p>カ <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条</u> <u>の2第2項に規定する児童発達支援に係る事業</u></p> <p>キ <u>児童福祉法第6条の2第3項に規定する医療</u> <u>型児童発達支援に係る事業</u></p> <p>ク <u>児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課</u></p>	<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)</u> <u>第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条</u> <u>第14項に規定する自立訓練、同条第15項に規定す</u> <u>る就労移行支援及び同条第16項に規定する就労継</u> <u>続支援に限る。)</u>を行う法人又は同法第77条第1 項第4号に規定する事業において同法第5条第22 項に規定する地域活動支援センターを経営する法 人が所有する自動車で専ら原材料の搬入又は成果 品の搬出の用に供するもの</p> <p>(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定 非営利活動法人が所有する自動車で専らその事業 の用に供するもの(通所者又は入所者の送迎の用 に供するものに限る。)</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>障害者自立支援法第5条第8項に規定する児</u> <u>童デイサービスに係る事業</u></p> <p>オ <u>障害者自立支援法第5条第9項に規定する短</u> <u>期入所に係る事業</u></p> <p>カ <u>障害者自立支援法第5条第14項に規定する自</u> <u>立訓練に係る事業</u></p>
---	---

後等デイサービスに係る事業

(8) 障がい者等（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者、高次脳機能障害（頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として生じる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害その他の認知障害をいう。）その他の障害があるために日常生活若しくは社会生活に制限を受ける者として知事が別に定めるもの又は難病として知事が指定する疾患に罹患している者をいう。以下同じ。）を通所させ、障がい者等の能力に応じた作業訓練、生活指導等を行う施設（市町村が運営する施設及び社会福祉法第2条第1項の社会福祉事業の用に供する施設を除く。以下「小規模作業所」という。）を営む個人又は法人が所有する自動車であつて当該小規模作業所において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの

(9)～(12) 略

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、14年）を経過する日の属する年度以後の年度分の自動車税にあつては同表の重課税率の欄に定める額とし、平成23年環境重視型低燃費自動車のうち平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成23年度分の自動車税及び平成23年環境重視型低燃費自動車のうち平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成24年度分の自動車税並びに平成25年環境重視型低燃費自動車のうち平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成25年度分の自動車税及び平成25年環境重視型低燃費自動車のうち平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成26年度分の自動車税にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額とし、平成25年環境重視型自動車のうち平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成25年度分の自動車税及び平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成26年度分の自動車税にあつて

(8) 鳥取県小規模作業所運営事業助成条例（平成12年鳥取県条例第11号）第2条第2項に規定する小規模作業所を営む個人又は法人が所有する自動車であつて当該小規模作業所において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの

(9)～(12) 略

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、14年）を経過する日の属する年度以後の年度分の自動車税にあつては同表の重課税率の欄に定める額とし、平成23年環境重視型低燃費自動車のうち平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成23年度分の自動車税及び平成23年環境重視型低燃費自動車のうち平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成24年度分の自動車税並びに平成21年環境重視型低燃費自動車のうち平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成21年度分の自動車税及び平成21年環境重視型低燃費自動車のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成22年度分の自動車税にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額とし、平成21年環境重視型自動車のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成22年度分の自動車税にあつては同表の最小軽課税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車税にあつては同表の通常税率の欄に定める額とす

は同表の最小軽課税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車税にあっては同表の通常税率の欄に定める額とする。

略

2 前項の旧登録自動車とは、平成15年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成13年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（電気自動車、天然ガス自動車、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）をいう。

3 第1項の平成23年環境重視型低燃費自動車とは、次に掲げるものをいう。

(1) 略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の3第3項第2号イの総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同号イの総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第2号ロの総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同号ロの総務省令で定めるもの

る。

略

2 前項の旧登録自動車とは、平成13年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成11年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（電気自動車、天然ガス自動車、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）をいう。

3 第1項の平成23年環境重視型低燃費自動車とは、次に掲げるものをいう。

(1) 略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の3第3項第2号イの総務省令で定めるもの（以下この号及び次項において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同号イの総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第2号ロの総務省令で定めるもの（以下この号及び次項において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同号ロの総務省令で定めるもの

- | | |
|---|--|
| <p>(3) 略</p> <p>(4) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの</p> <p>4 第1項の平成25年環境重視型低燃費自動車とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの）にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第4項第2号の総務省令で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同号の総務省令で定めるもの</p> <p>(3) 充電機能付電力併用自動車</p> <p>(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車（法附則第12条の3第6項に規定する自動車にあっては、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上の自動車）のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので同条第4項第4号の総務省令で定めるもの</p> <p>5 第1項の平成25年環境重視型自動車とは、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上</p> | <p>(3) 略</p> <p>(4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの</p> <p>4 第1項の平成21年環境重視型低燃費自動車とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる天然ガス自動車</p> <p>ア 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス軽量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項第2号イの総務省令で定めるもの</p> <p>イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第4項第2号ロの総務省令で定めるもの</p> <p>(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項第3号の総務省令で定めるもの</p> <p>5 第1項の平成21年環境重視型自動車とは、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の</p> |
|---|--|

<p>の自動車（法附則第12条の3第6項に規定する自動車にあっては、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車）のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（前項に規定する平成25年環境重視型低燃費自動車を除く。）で同条第5項の総務省令で定めるものをいう。</p>	<p>115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（前項に規定する平成21年環境重視型低燃費自動車を除く。）で法附則第12条の3第5項の総務省令で定めるものをいう。</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条第1項第2号及び第5条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第24条の4に1項を加える改正規定、第27条の改正規定及び第137条の改正規定 平成24年4月1日
- (3) 第18条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

（鳥取県行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

第2条 改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第18条第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の鳥取県税条例第18条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前に地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第 号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条の4第3項に規定する認定がされた同項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡又は資産の譲渡を受けた同項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税に係る減額若しくは徴収猶予の申告又は還付の申請については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第138条の規定は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（規則への委任）

第5条 改正法の施行の日が平成24年4月1日後となる場合における新条例の規定の適用に関し必要な事項（前2条の規定の読替えを含む。）その他この条例の円滑な施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

2 この条例の規定（附則第1条各号に掲げる規定及び附則第2条の規定を除く。）は、改正法が成立しないときは、その効力を失う。この場合において、この条例の失効に関し必要な経過措置は、規則で定める。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第41号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1 行政職給料表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(1) <u>職務の級が1級から5級までである者</u> 1,000分の978</p> <p>(2) <u>職務の級が6級から9級までである者</u> 1,000分の949</p> <p>別表第2 公安職給料表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り</p>	<p>別表第1 行政職給料表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(1) <u>職務の級が1級又は2級である者</u> 1,000分の994</p> <p>(2) <u>職務の級が3級から5級までである者</u> 1,000分の959</p> <p>(3) <u>職務の級が6級から9級までである者</u> 1,000分の931</p> <p>別表第2 公安職給料表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたとき</p>

捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 職務の級が1級から6級までである者
1,000分の978
- (2) 職務の級が7級から9級までである者
1,000分の949

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額)にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 職務の級が1級から特2級までである者
1,000分の978
- (2) 職務の級が3級又は4級である者
1,000分の949

イ 教育職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる

は、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 職務の級が1級から3級までである者
1,000分の994
- (2) 職務の級が4級から6級までである者
1,000分の959
- (3) 職務の級が7級から9級までである者
1,000分の931

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額)にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 職務の級及び号給が1級1号給から2級24号給まで(再任用職員にあつては、職務の級が1級)である者 1,000分の994
- (2) 職務の級及び号給が2級25号給から特2級109号給まで(再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2級)である者 1,000分の959
- (3) 職務の級が3級又は4級である者
1,000分の931

イ 教育職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に

者の給料月額、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級から特2級までである者
1,000分の978
- (2) 職務の級が3級又は4級である者
1,000分の949

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級から3級までである者
1,000分の978
- (2) 職務の級が4級又は5級である者
1,000分の949

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級及び号給が1級1号給から2級36号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が1級）である者 1,000分の994
- (2) 職務の級及び号給が2級37号給から特2級109号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2級）である者 1,000分の959
- (3) 職務の級が3級又は4級である者
1,000分の931

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級である者 1,000分の994
- (2) 職務の級が2級又は3級である者
1,000分の959
- (3) 職務の級が4級又は5級である者
1,000分の931

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の984（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

イ 医療職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から5級までである者
1,000分の978

(2) 職務の級が6級又は7級である者
1,000分の949

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれ

ア 医療職給料表(1)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級13号給以上若しくは2級以上であるもの又は再任用職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

イ 医療職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が1級又は2級）である者 1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が3級から5級まで）である者 1,000分の959

(3) 職務の級が6級又は7級である者
1,000分の931

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額

ぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級から5級までである者
1,000分の978
- (2) 職務の級が6級又は7級である者
1,000分の949

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級から4級までである者
1,000分の978
- (2) 職務の級が5級である者 1,000分の949

にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が1級又は2級）である者 1,000分の994
- (2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級93号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が3級から5級まで）である者 1,000分の959
- (3) 職務の級が6級又は7級である者
1,000分の931

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級又は2級である者
1,000分の994
- (2) 職務の級が3級又は4級である者
1,000分の959
- (3) 職務の級が5級である者 1,000分の931

備考 改正部分は、下線の部分である。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の978</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の978</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。)を適用する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p>3～7 略</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の959</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の959</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。)を適用する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p>3～7 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の978</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の959</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>

2～6 略	2～6 略
-------	-------

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第6条 略 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(次の各号に掲げる職員にあっては、当該給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額))に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、<u>平成24年3月31日まで</u>の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、<u>平成24年3月31日までの間</u>、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>3 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、<u>平成24年3月31日までの間</u>、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>第8条～第18条 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第6条 略 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(次の各号に掲げる職員にあっては、当該給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額))に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>3 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>第8条～第18条 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受ける職員で、<u>前3項の規定により定められる切替日における給料月額</u>（以下この項において「新給料月額」という。）が切替日の前日に受けていた給料の月額（同日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第15項から第17項まで若しくは第21項から第23項まで又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第7条第1項から第3項までの規定の適用を受けていた者にあつては、<u>これらの規定の適用がなかったとした場合の額</u>。以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額（職務の級が1級である職員にあつては、<u>当該額に1,000分の978を乗じて得た額</u>（第1号に該当する職員にあつては、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とし、第2号に該当する職員にあつては、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。））。以下この項において「経過措置額」という。）とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>6及び7 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 <u>前3項の規定の適用を受ける職員</u>（切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受ける<u>ものに限る。</u>）で、<u>これらの規定により定められる切替日における給料月額</u>（以下この項において「新給料月額」という。）が切替日の前日に受けていた給料の月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第15項から第17項まで又は第21項から第23項までの規定の適用を受けていた者にあつては、<u>当該各項の規定の適用がなかったとした場合の額</u>。以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額に1,000分の994を乗じて得た額（第1号に該当する職員にあつては、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とし、第2号に該当する職員にあつては、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。以下この項において「経過措置額」という。）とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>6及び7 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級及び号給が2級74号給から125号給までであるもの（以下「特定職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）でその職務の級及び号給が特定職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものに対する第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）別表第1から別表第6まで及び第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「新平成23年改正条例」という。）附則第5項の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、新給与条例別表第1から別表第6までの備考2及び新平成23年改正条例附則第5項の規定中「1,000分の978」とあるのは、「1,000分の986」とする。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち次のいずれかに該当する職員であって、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料の月額から1万円を控除した額（行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が1級又は2級であるもの（以下「行政職2級以下職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の級及び号給が行政職2級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該職員が同日において受けていた給料の月額を勘案して人事委員会規則で定める額）に達しないこととなるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
 - (1) 施行日の前日において第4条の規定による改正前の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（以下「旧平成18年改正条例」という。）附則第7条第1項から第3項までの規定の適用を受けていた職員
 - (2) 施行日の前日において第5条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項本文の規定の適用を受けていた職員であつて、同項に規定する切替日の前日において旧平成18年改正条例附則第7条第1項から第3項までの規定の適用を受けていたもの
- 4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成25年3月31日までの間、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成25年3月31日までの間、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項に規定する職員のうち、その者が平成25年3月31日において受ける給料の月額と同年4月1日において受けることとなる給料の月額を比較して任命権者が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、同日から平成26年3月31日までの間の給料月額について必要な調整を行うことができる。
- 7 附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に関する新給与条例第16条の4第5項（新給与条例第16条の7第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新給与条例第16条の4第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年鳥取県条例第41号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(人事委員会への委任)
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。